

平成 24 年度 環境担当者研修会 第 5 回 質疑応答

南部会場：2012 年 11 月 13 日 13 時 30 分～ ライズヴィル都賀山

甲賀会場：2012 年 11 月 22 日 13 時 30 分～ 甲賀合同庁舎

※事務局により質疑について作成しました。詳しくは所轄の環境事務所にお確かめください。

1 産業廃棄物の適正処理について 〈講師：甲賀環境事務所 椛島副主幹〉

Q1:一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、配布資料 p 5 によれば事務所から出るものは一般廃棄物とあるが、事務所も事業活動であると質問されたとき、発生場所で区切るとの説明をしているがそれでよいのか。

A1:事業活動に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物ではあるが、事務所から出る紙くずなどは一般廃棄物（以下一廃という）である。しかし事業活動に伴って、事務所から出たシャープペンシル等のプラスチック製品は産業廃棄物（以下産廃という）である。事業活動として排出した物は、生産工場等と違うところで出てきても産廃ということになる。

しかし、事務所から出る廃棄物を、市町村が一廃と産廃をまとめて処理する実態があり得る。これを併せ産廃という。市町村の状況や条件があるので、市町村と相談しながら『適正処理』をしてほしい。

※廃棄物処理法第 2 条（定義）、廃棄物処理法施行令第 2 条（産業廃棄物） 参照

Q2：現在廃 PCB を保管している。廃 PCB は特別管理産業廃棄物（以下特管という）だが、本来特管とは事業活動に伴って生じたものである。当社は PCB のトランスを作っているわけでないのに、なぜ特管になるのか考え方を教えてほしい。

A2：「事業活動に伴う」電力供給機器（トランス）は事業活動用と解釈してください。

Q3:トリクロロエチレン、トリクロロエタンなどの有害物質を一定以上含む廃棄物は、『特定有害産業廃棄物』（特別管理産業廃棄物の中で廃 PCB や有害物質が一定以上含まれる廃油などのことを指す）になるが、特定施設（水濁法）から生じた場合と特定施設以外から生じた場合に関わらず、『特定有害産業廃棄物』となるのか？当社は、特定有害産業廃棄物を処理できる業者に委託をしているが、その場合特定有害産業廃棄物として保管する必要はあるのか？また、委託契約も特定有害産業廃棄物として契約をしないとイケないのか？

A3:廃棄物処理法では、どのような施設から出てきた場合でも有害物質が基準以上含まれていれば『特定有害産業廃棄物』としての扱いがのぞましい。

※ 含トリクロロエチレン廃油 廃掃法施行令第 2 条の 4 第 5 号 カ 別表第 3 15 参照

含 1, 1, 1-トリクロロエタン廃油 ナ 別表第 3 22 参照

よって適正処理の観点から、特定有害産業廃棄物として処理しなければならないので、生活環境上影響を与えないように特別管理産業廃棄物として保管や委託を行っていただくことがのぞましい。

Q4:水銀はどのように取り扱えばいいか？

A4:金属の水銀の場合、金属（片）は特管に該当しないが、生活環境上影響を考慮して、特別管理産業廃棄物の汚泥（特管汚泥）の形で処理している実態がある

Q5: ある事業者が資材を提供し別の事業者で製造を委託している場合に、製造工程で発生する産業廃棄物については、委託者と受託者のいずれに責任があるといえるのか。

A5: 基本的には、産業廃棄物を排出する受託者に処理責任があるが、委託者においてもその処理が適正に実施されるよう一定配慮する必要がある。

2 PCB 廃棄物の適正処理について 〈講師：南部環境事務所 山内主任主事〉

Q5:工場内で使用中の天井（取り付けの）照明用蛍光灯の安定器銘板が刻印でなく、印字されているものがあり、天井が高温のため印字が消えていて読みにくくなっている。型番不明の場合はどう対処すべきか。近々取り外す予定のものもある。

A5:使用中のものは当面そのまま取り付けておいて使用してかまわない。取り外したもの、取り外す予定のもので処分が必要となったもので、銘板が読めない場合、製造年代がわからないものは、とりあえず安全をとって PCB 廃棄物とみなして管理すること。

安定器で PCB を使用している物は製造年が昭和 32 年～47 年に限られる。銘板から製造年がわからないときは、工場建設時期、照明の設置時期等を会社の記録資料で確認し、年代を絞ってみる。安定器に微量 PCB 廃棄物はないので、昭和 32 年～47 年の製造でなければ、PCB 廃棄物ではないと判断できる。年代を絞れないものは安全をとって PCB 廃棄物として取り扱っていただきたい。

Q6:滋賀県で許可を予定している微量 PCB 処理業者は、新設予定も含め、あるか。

A6:結論から言うと、滋賀県では、審査中のものはない。

事業者レベルで設置を検討している（県にまだ相談していない）ところはわからない。

最近岡山県が 1 社だけに許可を出しているが、基本的には国が許可を出すのがほとんどである。

国が審査中のものは環境省ホームページに報道発表資料が掲載されているので確認できる。

Q7: ある事業者が「蛍光灯の安定器を分解すると 1/10 程度の重量になる」との趣旨の営業を行っているが、その営業行為は違法になるのか。

A7: 法律上は違法とは言えないが、危険なので、行政としてはやめるようお願いしている。これまでも、安定器の分解や解体を行った結果、PCB が漏れ出たケースが実際にある。環境省からも、危険なので分解や解体はしないことが望ましいとの通知も出ており、極力やめていただきたい。

Q8: 安定器を小さくした場合には、例えば、大阪でも受け入れが可能になるということはないのか

A8: 処理対象外の物を分解し、小さくしたとしても受け入れできない。J E S C O大阪では現在、10kg 未満の物は受け入れ対象外となっている。

Q9: PCB の処理で、自社工場同士の移動を利用すれば、地域を越えた処理ができるのか。

A9: 全国に工場を持つような大きな企業なら、例えば、滋賀から九州の自社の工場に自社の安定器を移動させ、そこから九州の J E S C O に処理に出すという方法は、可能ではある。ただ、処理期限も延びそうだし、滋賀の安定器の処理体制も国で現在検討されているので、無理して急いで処理する必要はないと思う。

以上